

全国手をつなぐ育成会連合会

知的障害者理解促進プロジェクト 御中

安永健太さん死亡事件裁判の支援活動へのご協力のお願いについて

余寒厳しき折柄ですが、貴会におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、呼びかけ人として当件にご協力いただいております、心より感謝申し上げます。この度、裁判が新たな局面に入ったことについてのご報告と、引き続きのご協力についてお願いさせていただきます。

安永健太さん死亡事件裁判の現状につきましては、ご報告させていただいておりますとおり、昨年12月に行なわれた民事控訴審第2期日にて、刑事判決で敗訴している民事裁判として異例といえる、新たな争点として「保護行為の前に警察官がなすべき注意義務に違反したかどうか」の採用、被告佐賀県への文書による反論指示、取り押さえた警察官の証人尋問を指示がなされました。

この裁判における大きな動きが起きた背景には、裁判の傍聴が毎回抽選となっていること、福岡高裁への慎重な審理を求める要望書が1カ月で3万筆以上寄せられたこと、西日本新聞に意見広告が掲載されたことなど、当件の支援活動による世論の広がりが、少なからず影響をおよぼしております。

つきましては、裁判審理上の重大な局面にある今こそ、さらなる世論の広がりが必要であり、下記の点について貴会のご協力を賜りたく、なにとぞご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「安永健太さん死亡事件の慎重な審理を求める要望書」への署名に、貴会としてご協力いただきたい。
2. 当裁判の費用や支援活動の財源である募金に、貴会としてご協力いただきたい。

以上

安永健太さん死亡事件を考える会 支援呼びかけ人・団体

浅野 史郎	(神奈川県特別招聘教授)
石野 富志三郎	(全日本ろうあ連盟理事長)
市川 宏伸	(日本自閉症協会副会長)
氏田 照子	(日本発達障害ネットワーク専門委員)
香山 リカ	(精神科医)
河西 龍太郎	(弁護士)
全国手をつなぐ育成会連合会 知的障害者理解促進プロジェクト	
橘 文也	(日本知的障害者福祉協会会長)
中原 強	(日本知的障害者福祉協会前会長)
西村 直	(きょうされん理事長)
森 祐司	(日本障害フォーラム政策委員長)
山崎 晃資	(日本自閉症協会会長)

<お問い合わせ先>

安永健太さん死亡事件を考える会 東京事務所 担当：渡部 伸太郎
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-8-16-9F
TEL:03-5937-2444 FAX:03-5937-4888 E-mail: zenkoku@kyosaren.or.jp

安永健太さん死亡事件を考える会 支援呼びかけ人・団体、賛同人一覧

呼びかけ人・団体	浅野 史郎	神奈川県立大学特別招聘教授
	石野 富志三郎	全日本ろうあ連盟理事長
	市川 宏伸	日本自閉症協会副会長
	氏田 照子	日本発達障害ネットワーク専門委員
	香山 リカ	精神科医
	河西 龍太郎	弁護士
	橘 文也	日本知的障害者福祉協会会長
	中原 強	日本知的障害者福祉協会顧問
	西村 直	きょうされん理事長
	山崎 晃資	日本自閉症協会会長
	森 祐司	日本障害フォーラム政策委員長
全国手をつなぐ育成会連合会 知的障害者理解促進プロジェクト		
賛同人	池田 香代子 さま	翻訳家
	一谷 伸江 さま	女優
	稲川 淳二 さま	タレント、工業デザイナー
	竹下 景子 さま	俳優
	徳田 靖之 さま	弁護士
	袴田 ひで子 さま	無実の死刑囚袴田巖氏の姉
	細川 佳代子 さま	公益財団法人スペシャルオリンピックス日本名誉会長
	山下 泰裕 さま	東海大学理事・副学長

安永健太さん死亡事件の慎重な審理を求める要望書

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、自転車で自宅に帰る途中に5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。「なぜ、健太は亡くなったのか」を明らかにするために、遺族は裁判に訴えました。

ところが、2009年に11万人の賛同署名によって開かれた付審判請求による刑事訴訟においても、また2014年2月の民事訴訟の佐賀地方裁判所における第一審判決においても、健太さんの死亡原因の真相は明らかにされませんでした。裁判において佐賀県警は、警察官が健太さんに馬乗りになり、後ろ手に手錠までかけたことや、健太さんが全身に100カ所以上の傷を負ったことは認めましたが、「知的障害者と理解できず、暴れて抵抗したため精神錯乱者として保護した」と説明しただけでした。しかし健太さんの父親は、「健太は、大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と証言していることから、事件当日の健太さんのおかれた状況とその死亡要因についての究明は、きわめて不十分と言わざるを得ません。

「真相を明らかにしたい、同じ事件を繰り返してはならない」との思いから遺族は、福岡高等裁判所に控訴し、その第一回期日が2014年9月22日に行われました。この第一回期日において原告弁護団は、警察記録などをもとに、警察官が「知的障害をもつ人であることを認識できる経過が認められる」ことを明らかにしました。また警察庁が2001年に作成し、全国の警察署や交番・駐在所に配布したハンドブック「知的障害のある人を理解するために」にもとづいて、障害に配慮した適切な対応をしていれば、このような不幸な事件は起こりえなかったことを明らかにしました。さらに、日本政府が国連の障害者権利条約を批准し発効した年に、障害への理解が欠落した一審判決を司法の結論とすることは、きわめて恥ずべきことです。

福岡高等裁判所は、事件の実態を改めてお調べいただき、障害についての理解を深めるために専門家の証人証言等を十分に審査し、公正な判決に臨んでいただきたいと願い、要望書を提出いたします。

2015年 月 日

氏名	住所

※この署名は裁判所に提出する以外には使いません。

安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原 4-25-26 かしはらホーム内
TEL: 092-567-7766 FAX: 092-567-7788

知的障害のある 安永健太さん死亡事件 裁判へのご支援を



2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん（当時25歳）は、自転車で自宅に帰る途中に5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。

なぜ健太さんは亡くなったのかについて明らかにされず、ご遺族は裁判で明らかにすることを決断されました。

現在、「真相を明らかにしたい、このような事件をくりかえしてはならない」というご遺族の思いにより、民事裁判が行なわれています。

「もし警察官が、障害について理解をしていたら」「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」こんな事件は起こらなかったのではないのでしょうか。みなさまより支援いただきますよう、心よりお願いいたします。



健太さんのお父さま

支援募金口座

郵便振替 00190-0-665092 安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

※協力いただいた募金は、裁判費用や支援のための企画の開催費用に使用させていただきます。

安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

呼びかけ人・団体

浅野 史郎	神奈川大学特別招聘教授	市川 宏伸	日本自閉症協会副会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク専門委員	香山 リカ	精神科医
河西 龍太郎	弁護士	橘 文也	日本知的障害者福祉協会会長
中原 強	日本知的障害者福祉協会前会長	西村 直	きょうされん理事長
森 祐司	日本障害フォーラム政策委員長	全国手をつなぐ育成会連合会	
山崎 晃資	日本自閉症協会会長		知的障害者理解促進プロジェクト

賛同人

池田 香代子	翻訳家	徳田 靖之	弁護士
稲川 淳二	タレント、工業デザイナー	袴田 ひで子	無実の死刑囚 袴田巖の姉
一谷 伸江	女優	細川 佳代子	公益財団法人スペシャル オリンピックス日本名誉会長
竹下 景子	俳優	山下 泰裕	東海大学理事・副学長

<お問い合わせ先>

安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

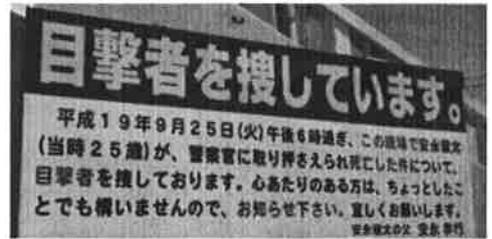
〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原 4-25-26 かしはらホーム内 TEL: 092-567-7766 FAX: 092-567-7788



安永健太さん死亡事件裁判へのご支援を

●作業所の帰り道に、警察官に取り押えられて亡くなってしまった健太さん

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、作業所から自転車で自宅に帰る途中に、5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。



佐賀市内の事故現場

佐賀県警は、「停止命令に従わなかった」、「精神錯乱者として保護した」と説明しただけで、警察官が馬乗りになりうしろ手に手錠までかけ、全身に100カ所以上の傷を負った健太さんが、「なぜ、亡くなったのか」について、まったく説明していません。

「健太は、スピーカーの大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と、お父さんは語っています。そのぐらい気の弱い、おとなしい人なのです。にもかかわらず裁判では、健太さんだけが、まるで凶暴な乱暴者にされ、2014年2月の佐賀地裁の判決は、死亡原因を明らかにしませんでした。

●傷つき、失望した遺族は、「真実を明らかにしてほしい」と控訴に立ちあがった

健太さんの遺族は、亡くなったことに心を痛めただけでなく、裁判において、精神錯乱者や凶暴な乱暴者というらく印をおされたことにも深く傷つき、さらに死亡原因を明らかにしなかった佐賀地裁の判決にも落胆し、深く失望しました。

しかし遺族は、「真実を明らかにしてほしい」、「二度と同じ悲劇をくり返してはならない」と願い、勇気を振りしぼって福岡高等裁判所に控訴しました。障害分野に精通した50人余の全国的な弁護体制を整え、1回目の控訴審が9月22日に行なわれました。傍聴は抽選となり、改めてその関心の高さが示されました。



佐賀地裁の民事1審判決(2014年2月28日)

その後、慎重な審理を求める要望書は全国から3万筆余が裁判所に寄せられました。さらに九州を代表する地方紙である西日本新聞の11月25日付社会面の下に、意見広告を掲載しました。

そして12月15日に福岡高裁大法廷で第2回期日が行なわれました。そこで福岡高裁は、「健太さんの保護行為は、警察庁作成の要項に定められている、障害のある人に配慮した対処方法等を怠った「注意義務違反」にあたり、適切な保護行為と言い難い」という主張に対し、被告側に書面での反論を指示しました。さらに、健太さんが取り押えられた現場にいた警察官の証人尋問を指示しました。第3回期日は4月20日(月)14時30分から開廷されます。

誰もが地域で命と人権が守られる社会に - もっと知ろう、もっと守ろう。 勇気を持って人たちのことを -

安永健太さん死亡事件が教えてくれること

◆福岡県産での産された自衛隊と不正な判例を

安永健太さん死亡事件とは

私たちも応援しています

平成一六年十一月二十五日 西日本新聞に掲載された意見広告

●裁判の目的は、すべての人たちに「障害への理解」をひろげること



「安永健太さん死亡事件を考えるつどい」(2014年8月2日、福岡市)

安永健太さん死亡事件は、健太さん一人の問題ではありません。すべての障害のある人とその家族にも、起こりえる事件といえます。「もし警察官が、障害について理解をしていたら」、「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」、こんな事件は起こらなかったといえます。

安永健太さん死亡事件の裁判は、「すべての人たちに、障害についての理解をひろげる裁判」でもあります。

市民のみなさんからの支援を心から呼びかけます。

誰もが地域で命と人権が守られる社会に～もっと知ろう、もっとと学ぼう。～ 障がいを持つ人たちのことを～

安永健太さん死亡事件が教えてくれること

◆福岡高裁での徹底した審理と公正な判断を

障がりのある人もない人も住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるユニバーサルな社会づくりは必要です。現在、認知症を学び、地域で支えようという認知症サポーター養成は自治体も取り組んでいます。しかし、障がりのある人に対しての正しい知識や理解に関する教育はどうかでしょう。

2007年9月、佐賀市で知的障がりのある安永健太さんが亡くなりました。それが安永健太さんの死亡事件です。知的障がりのある人から、その障害についても周囲に理解があれば不幸は起きなかった。それが安永健太さんの死亡事件です。2007年9月、佐賀市で知的障がりのある安永健太さんが亡くなりました。通所施設から自宅に帰る途中のことです。警察官が安永さんの自転車運転を見て不審を抱いたことが発端です。パトカーからの停止命令に従った安永さんは、事件現場の交差点で追跡してきた複数の警察官によって取り押さえられました。その後、命を奪ったのです。

安永さんは知的障がいがあるため、まわりの人の言葉を理解することが難しかった。同時に、自らの意思を伝えることに困難がありました。そうした人たちも地域で一緒に生活しているのです。

もし、警察に障がりのある人への知識があったら、適切な教育を受けていたら、声のかけ方も違ったかもしれません。配慮も異なっていたでしょう。拳銃不審だから、という警察の対応は、障がりのない人びとの心の中にもあるのではないのでしょうか。

障がりのある人への理解を深め、障がりのある人の人権を守ることは、すべての人の生命と人権を守ることにつながってきます。障害者権利条約を締結し、障がりのある人の権利の保障に向けた取り組みが一段強化される中で現在争争の中で安永健太さん裁判。これは安永さんの死に至るまでの真相を明らかにすることと同時に、全国800万人の障がりのある人の人権の根幹に関わり、すべての人びとに障がりに対する理解を広げる裁判でもあります。

※障害者権利条約…2014年1月、わが国は障害者権利条約を批准しました。国連総会で採択されたのは06年。主な内容は障がりに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進するなど、障がい者に関する初めての国際条約です。



亡くなった安永健太さん

安永健太さん死亡事件とは

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障がりのある健太さん(当時25歳)は、障害者通所施設から自転車で帰宅途中、5人の警察官に取り押さえられ、命を落としました。

遺族は、「真相を明らかにしてほしい」と裁判を起しました。しかし、今年2月の佐賀地裁の判決は「障害への無理解やコミュニケーションに困難を抱えた健太さんに原因を押し付けた。障害のある人の人権を無視した内容であり、二度と同じ事件を起こしてはならないため、遺族は勇氣を振り絞り、福岡高裁に控訴しました。次の裁判は12月15日(月)です。

私たちも応援しています

- 大賀 和男 (福岡県福岡市東区) 福岡県知的障がい者支援センター(代表)
- 日向 辰彦 (ヒューマンネットワーク熊本代表)
- 向井 公太 (福岡市平塚) 福岡市平塚をんなくろく福祉協議会
- 吉田 光一 (鹿児島県日置市) 日置市福祉協議会
- 坂井 豊 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- 岩崎 義治 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- 宮下 栄 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- 長位 鈴子 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- 三宮 洋史 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- 松永 明 (鹿児島県鹿児島市) 鹿児島市福祉協議会
- この他、九州・沖縄地域の障害者団体関係者合計47人が賛同しています

- 河西 文也 (日本知的障害者福祉協会)
- 橋本 文也 (日本知的障害者福祉協会)
- 中原 強 (日本知的障害者福祉協会)
- 西村 直 (まよろさるん理事)
- 山崎 晃賢 (日本知的障害者福祉協会)
- 石野 史郎 (神奈川大学特別支援教育)
- 市川 宏伸 (日本障害者福祉協会)
- 氏田 照子 (日本障害者福祉協会)
- 香山 リカ (精神科)
- 全国手をつなぐ育成会連合会知的障害者理解促進プロジェクト
- 他、全12人・団体



池田 香代子 (翻訳家)



稲川 淳二 (タレント、工芸デザイナー)



袴田 ひで子 (無家の死闘員 袴田隆氏の姉)



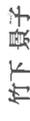
細川 佳代子 (元知的障がい者福祉協議会)



一谷 伸江 (女優)



山下 泰裕 (東海大学理事・副学長)



竹下 景子 (俳優)

お問い合わせ先 > 安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所 〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原4-25-26 かしらはらホーム内 TEL:092-567-7766 FAX:092-567-7788 意見広告

安永健太さん死亡事件 第2回裁判の報告

佐賀地裁の判決「適正な保護行為」を

慎重な審理の流れに変えた！

2007年に警察官の取り押さえ行為の結果、死亡してしまった安永健太さんの死亡原因を明らかにするための裁判が、12月15日に福岡高等裁判所で開かれました。この裁判は2014年2月末に「死亡原因は特定できない」という結論を出した佐賀地裁の判決を不服として、遺族が控訴した裁判で、15日の裁判は第2回目でした。

弁護団の主張が裁判の焦点に

傍聴席が満席となった裁判は、16時に開廷しましたが、安永さんの弁護団は、佐賀地裁の判決が見落としている「障害を理解した適切な対応の有無」を焦点に膨大な弁護資料を作成し提出してきましたが、それでも今回の裁判で強引に審理が終結（結審）されてしまうという事態も、想定せざるを得ない緊迫した開廷でした。

ところが開廷直後、裁判官は「今後の日程は最後に打ち合わせをしたい」と前置きしたうえでその日の裁判のすすめ方を説明しました。この時点で、弁護団は、「今後があるということは、今日の結審はない」と確信したそうです。

さらにその後、これまでになかった審理がすすめられました。

被控訴人（佐賀県）に対して、弁護団が11月に提出した準備書面で、2004年に警察庁が作成した、「障害をもつ方への接遇要項」に定められている、障害のある人に配慮した対処方法等を怠った「注意義務違反」にあたり、健太さんの取り押さえ行為は「適正な保護行為とは言い難い」という主張に対して、当初「反論しません」と主張していた被控訴人に対して裁判官は、「反論を書面で提出するよう」指示しました。これは、まぎれもなく、佐賀地裁の判決に対して、福岡高等裁判所が、再度慎重な審理を要することを判断したといえます。

「取り押さえた警察官の証人尋問」を 裁判所が決定

またさらに画期的なことは、弁護団が前回の裁判から専門家、父親、そしてE警察官（取り押さえ行為をした警官）の証人尋問を要求してきましたが、福岡高等裁判所は「裁判所としても、E警察官の話聞く必要があるため証人尋問を要請します」と指示しました。佐賀地裁でもかなわなかったE警察官の証人尋問は、大きな成果です。

胸を打つ弁護団の陳述

弁護団の辻川弁護士は、今回の法廷で次のように意見陳述しました。

「警察官らは、健太が知的障害や自閉症といったコミュニケーションに困難ないし障害を抱えた市民であることの可能性を露ほども思いもせず、ゆっくり、丁寧かつ穏やかに話しかけ、近くで見守るなどといった適切な対応をとらなかった。警察官のうち一人でも、その可能性に思い至っていれば、本件は起きなかったはずである。

想像していただきたい。言葉のまったく通じない外国で、いきなり、大声で追いかけられたら、いったい何事かと不安になることであろう。そのうえ、よってたかって押さえつけられたら、いったい何が起こったかわからず、どんなに恐ろしいか。」それを必死で抵抗した人を精神錯乱者と決めつけられるのか、と主張しました。

まさにこの点は、今回の裁判で、裁判官が被控訴人に「反論を書面で」と回答を求めた裁判の焦点といえます。

流れを変えた3万人の署名と 西日本新聞の「意見広告」

今回の裁判の流れを変える大きな力になったのは、わずか1ヵ月間で全国から寄せられた3万名の署名であり、九州でもっとも発行部数の多い西日本新聞に「意見広告」が掲載されたことです。当件支援呼びかけ人・団体のみなさま、賛同人のみなさま、九州各地の障害団体・当事者の代表が裁判の応援を表明したことは力強い後押しになりました。そして裁判当日には、傍聴席 70 席を上回る 150 人の傍聴者の人数です。こうした国民世論に押された結果、福岡高等裁判所は、慎重な審理を選択したのです。

応援の声を全国にひろげ 募金の輪をさらにひろげよう！

しかし、これで真相が明らかにされたわけではありません。証人尋問をしたからといって、裁判が逆転勝利を得るという保障はありません。引き続き、今回の「意見広告」のようなとりくみを、大きくひろげるとともに、こうした運動を支えるための募金運動をさらにひろげていくことが求められます。

次回の裁判は

4月20日(月)午後2時30分～